

6 介護第224号

令和6年4月22日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業者 様
看護小規模多機能型居宅介護事業者 様
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業者 様
(介護予防) 認知症対応型通所介護事業者 様

高知市健康福祉部介護保険課

令和6年度 研修の推薦について

平素は、本市の介護保険の適正な運営にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課及び社会福祉法人高知県社会福祉協議会から、令和6年度認知症介護実践研修（「実践者研修」、「実践リーダー研修」）、「認知症対応型サービス事業開設者研修」、「認知症対応型サービス事業管理者研修」、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」について、開催のお知らせがありました。

以下「市長推薦による受講を可能とする要件」のいずれかに該当する場合は、市長推薦による受講が可能となりますので、介護保険課事業係にお申し込みください。

なお、各研修の実施要領、受講申込み等は高知県長寿社会課のホームページからダウンロードできますので、確認のうえ下記提出期限までにご提出ください。

記

1 提出期限 **令和6年5月2日（木） 午後5時15分**

（高知県の締切が、5月10日（金）となりますので、**期限厳守**をお願いします。）

2 市長推薦による受講を可能とする要件

- (1) 新規に指定を受ける見込みであり、当該事業所の管理者・計画作成担当者に就任する場合
- (2) 管理者・計画作成担当者の離職等により、人員基準欠如となる場合
- (3) 兼務業務により、それぞれの業務遂行に支障があり、体制の整備を要する場合

※ 受講申込書に加え、別途高知市長宛ての「**推薦依頼書**」と**経歴書**を添付して下さい。

※ 「実践リーダー研修」及び「認知症対応型サービス事業管理者研修」の受講を希望される場合は、受講希望者の**実践者研修等の修了証のコピー**も添付してください。

- ※ 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」の受講を希望される場合は、受講希望者の**実践者研修等の修了証のコピー及び介護支援専門員資格者証のコピー**も添付して下さい。
- ※ 認知症介護実践研修（「実践者研修」，「実践リーダー研修」）については，市長推薦による受講を可能とする要件に該当しない場合でも高知県社会福祉協議会へ直接申し込むことが可能です。詳細については，高知県長寿社会課のホームページに掲載しております令和6年度高知県認知症介護実践研修「実践者研修」実施要領をご確認ください。

高知市健康福祉部介護保険課 事業係
高知市本町5丁目1番45号
TEL：088-823-9972 FAX：088-824-8390
E-mail：kc-110101@city.kochi.lg.jp